

## **[事案 2020-315] 入院給付金等支払請求**

・令和3年9月30日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款所定の入院に該当しないことを理由に、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

うつ病により約2か月入院したため、平成31年3月に契約した組立型保険にもとづき入院給付金および就業不能給付金を請求したところ、約1か月分の入院に対する入院給付金および就業不能給付金が支払われたが、残りの期間については、約款所定の入院に該当しないとして支払われなかった。しかし、以下等の理由により、残りの期間についても給付金を支払ってほしい。

- (1) 外泊して金髪に染めたのは、主治医のカウンセリングで気分転換として決まったことであり、治療の一環であった。
- (2) 外泊は、部屋にこもるより外に出て自然に触れたり、友人とコミュニケーションをとることで社会復帰につながるといった主治医のアドバイスにより行ったことであり、治療の一環であった。
- (3) 自宅にいても孤独を感じ、家族や物に八つ当たりをしたり、死を考えることもあったため、入院の必要性があった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、給付金不支払期間の入院は約款所定の入院には該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 頻回の外泊および外出があること、治療内容等からも入院の必要性は認められない。
- (2) 外泊および外出の回数からすると、常に医師の管理下において治療に専念しているとはいえず、外来による治療が可能であったと考えられる。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、給付金不支払期間中の入院は約款所定の入院とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。